

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程中総長が別に定める額等について新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）<u>第5条の2</u>及び附則（平成18年達示第34号）中「<u>総長が別に定める額</u>」並びに<u>第7条の4第3項別表</u>中「<u>総長が認めるもの</u>」は、下記のように定め、平成18年4月1日から適用する。</p>	<p>国立大学法人京都大学教職員退職手当規程（平成16年達示第89号）<u>第6条</u>及び附則（平成18年達示第34号）中「<u>総長が別に定める額</u>」並びに<u>第8条第1項別表第2</u>中「<u>総長が認めるもの</u>」は、下記のように定め、平成18年4月1日から適用する。</p>
記	記
<p>（<u>第5条の2</u>関係） 第1 <u>第5条の2</u>第1項に規定する総長が別に定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) } (略) (2) } (中 略)</p>	<p>（<u>第6条</u>関係） 第1 <u>第6条</u>第1項に規定する総長が別に定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額とする。 (1) } (同 左) (2) }</p>
<p>（<u>第7条の4第3項別表</u>関係） 第3 <u>別表1</u>及び<u>2</u>に規定する総長が認めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) <u>別表1</u>の表第1号区分、<u>第2号</u>区分の項第1号、第3号区分、<u>別表2</u>の表第1号区分及び第2号区分の項第1号に規定する総長が認めるもの 当該指定職俸給表の適用を平成16年3月31日以前から引き続き同様の職で受けていたもの若しくはノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞又は日本芸術院賞を受賞したことにより受けていたもの (2) <u>別表1</u>の表第5号区分の項第2号及び<u>別表2</u>の表第5号区分の項第3号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の20であったもの。 (3) <u>別表1</u>の表第7号区分の項第2号及び<u>別表2</u>の表第7号区分の項第3号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の15であったもの。 (4) <u>別表1</u>の表第8号区分の項第2号及び<u>別表2</u>の表第8号区分の項第2号に規定する総長が認めるもの 3人以上の職種の長（2人の職種の長と当該2人の職種の長の直接指揮監督する者が合わせておおむね10人以上であった場</p>	<p>（<u>第8条第1項別表第2</u>関係） 第3 <u>別表第2</u>に規定する総長が認めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) <u>別表第2</u>のうち1の表第1号区分、<u>第2号</u>区分、第3号区分、<u>同2</u>の表第1号区分、<u>第2号</u>区分の項第1号、第3号区分、<u>同3</u>の表第1号区分及び第2号区分の項第1号に規定する総長が認めるもの 当該指定職俸給表の適用を平成16年3月31日以前から引き続き同様の職で受けていたもの若しくはノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞又は日本芸術院賞を受賞したことにより受けていたもの (2) <u>別表第2</u>のうち1の表第5号区分の項第2号、<u>同2</u>の表第5号区分の項第2号及び<u>同3</u>の表第5号区分の項第3号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の20であったもの。 (3) <u>別表第2</u>のうち1の表第7号区分の項第2号、<u>同2</u>の表第7号区分の項第2号及び<u>同3</u>の表第7号区分の項第3号に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の15であったもの。 (4) <u>別表第2</u>のうち1の表第8号区分の項第2号、<u>同2</u>の表第8号区分の項第2号及び<u>同3</u>の表第8号区分の項第2号に規定する総長が認めるもの 3人以上の職種の長（2人の職種の長と当該2人の職種の長の直接指揮監督する者</p>

改正前	改正後
<p>合にあつては、2人の職種の長)を直接指揮監督する職務に従事していた者</p> <p>(5) <u>別表1の表第10号区分の項第2号及び別表2の表第10号区分の項第2号</u>に規定する総長が認めるもの 3級相当以上の級であつた期間が合わせて120月を超えていたもの</p> <p>(6) <u>別表1の表第10号区分の項第3号及び別表2の表第10号区分の項第4号</u>に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の5であつたもの。</p> <p>(7) <u>別表1の表第10号区分の項第5号及び別表2の表第10号区分の項第6号</u>に規定する総長が認めるもの 2級相当以上の級であつた期間が合わせて360月を超えていたもの</p> <p>(後 略)</p>	<p>が合わせておおむね10人以上であつた場合に あつては、2人の職種の長)を直接指揮監督する職務に従事していた者</p> <p>(5) <u>別表第2のうち1の表第10号区分の項第2号、同2の表第10号区分の項第2号及び同3の表第10号区分の項第2号</u>に規定する総長が認めるもの 3級相当以上の級であつた期間が合わせて120月を超えていたもの</p> <p>(6) <u>別表第2のうち1の表第10号区分の項第3号、同2の表第10号区分の項第3号及び同3の表第10号区分の項第4号</u>に規定する総長が認めるもの 期末手当の計算の基礎とされる役職段階別加算割合が100分の5であつたもの。</p> <p>(7) <u>別表第2のうち1の表第10号区分の項第5号、同2の表第10号区分の項第5号及び同3の表第10号区分の項第6号</u>に規定する総長が認めるもの 2級相当以上の級であつた期間が合わせて360月を超えていたもの</p> <p>附 則 (令和8年3月総長裁定) この取扱いは、令和8年4月1日から実施する。</p>